

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 5 月 16 日 (火) 第3314号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	告 示	
○職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則 (※)		(人事課取扱い) 1
○救急病院等の認定		(地域医療整備課取扱い) 2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止		(介護福祉課取扱い) 2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定		(介護福祉課取扱い) 2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止		(介護福祉課取扱い) 2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定		(介護福祉課取扱い) 3
○基本測量の実施		(監理課取扱い) 3
○公共測量の終了		(監理課取扱い) 3
○道路の区域の変更		(道路維持課取扱い) 3
○道路の供用の開始		(道路維持課取扱い) 3
○軽油引取税の特約業者の指定の取消し		(鹿児島地域振興局取扱い) 4
公 告	告 示	
○大規模小売店舗の新設に関する公告		(商工政策課取扱い) 4
○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告		(商工政策課取扱い) 5
○大規模小売店舗の廃止の届出に関する公告		(商工政策課取扱い) 6
公 安 委 員 会 告 示		
○遊技機の型式の検定の告示		(生活安全企画課取扱い) 6
公 安 委 員 会 公 告		
○平成29年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告		(交通指導課取扱い) 7

規 則

職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 5 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第40号

職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の特別調整額に関する規則 (昭和35年鹿児島県規則第90号) の一部を次のように改正する。

別表第 3 中 「末吉食肉衛生検査所次長
動物愛護センター所長」 を「末吉食肉衛生検査所次長」に改める。

別表第 4 中 「

出先機関	船長
------	----

」 を

「

出先機関	動物愛護センター所長 船長
------	------------------

」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給料の特別調整額に関する規則の規定は、平成29年 4 月 1 日から適用する。

告 示

鹿児島県告示第643号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成29年 5 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
喜界徳洲会病院	大島郡喜界町湾315番地

2 認定の有効期限

平成32年 5 月 20 日

鹿児島県告示第644号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 5 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
春田医院	霧島市牧園町宿窪田2072	春田医院	霧島市牧園町宿窪田2072	春田 皓之	平成29年 5月20日	通所リハビリテーション

鹿児島県告示第645号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成29年 5 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		申 請 者			指定年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション西原	鹿屋市西原二丁目34番27号	株式会社エソール	鹿屋市西原二丁目34番21号	白坂 茂美	平成29年 5月1日	訪問看護

鹿児島県告示第646号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 5 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
春田医院	霧島市牧園町宿窪田2072	春田医院	霧島市牧園町宿窪田2072	春田 皓之	平成29年 5月20日	介護予防通所リハビリテー

						シ ョ ン
--	--	--	--	--	--	-------

鹿児島県告示第647号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成29年 5 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション西原	鹿屋市西原二丁目34番27号	株式会社エソール	鹿屋市西原二丁目34番21号	白坂 茂美	平成29年 5月1日	介護予防 訪問看護

鹿児島県告示第648号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 5 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 基本測量（電子基準点現地調査作業）
- 2 作業の期間 平成29年 6 月 1 日から平成30年 3 月31日まで
- 3 作業の地域 十島村及び屋久島町

鹿児島県告示第649号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から次の公共測量の実施は平成28年12月13日に終了した旨の通知があった。

平成29年 5 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（数値図化）
- 2 作業の期間 平成28年 8 月25日から同年11月 4 日まで
- 3 作業の地域 知名町

鹿児島県告示第650号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年 5 月 16 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 5 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 三反園訓	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	曾津高崎線	大島郡瀬戸内町大字久慈字大濱の壺1362番1地先から同町大字久慈字フラタ1174番1地先まで	前	7.7~32.0	1,033.0
			後	9.9~46.5	1,033.0
			後	10.2~72.4	803.0

鹿児島県告示第651号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年 5 月 16 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 5 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	曾津高崎線	大島郡瀬戸内町大字久慈字大濱の壺1362番1地先から同町大字久慈字フラタ1174番1地先まで	平成29年 5 月 16 日

鹿児島地域振興局告示第15号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）第88条第3項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成29年 5 月 16 日

鹿児島地域振興局長 本田勝規

特約業者の名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社谷木材商行	谷 知憲	奄美市名瀬港町11番1号	平成29年 4 月 30 日

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成29年 5 月 16 日から 4 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年 5 月 16 日から 4 月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年 5 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）Aコープ末吉店
曾於市末吉町本町一丁目6番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
鹿児島県くみあい開発株式会社 代表取締役 中村茂三
鹿児島市鴨池新町15番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社エコープ鹿児島 代表取締役社長 卓間寛
鹿児島市西別府町3200番地9
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年12月8日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,542平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数

- 建物北側及び西側 84台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐輪場 建物北東側 15台
第2駐輪場 建物北西側 10台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
荷さばき施設1 建物南東側 27平方メートル
荷さばき施設2 建物南西側 27平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物南東側 16立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前9時
イ 閉店時刻 午後11時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地東側及び北側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成29年 4 月 7 日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成29年5月16日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年5月16日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年 5 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スクエアモール鹿児島宇宿
鹿児島市宇宿二丁目2番18号
- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (1) 変更前 株式会社カコイエレクトロ 代表取締役社長 梶井銀二郎
鹿児島市錦江町9番25号 外2社
株式会社アルペン 代表取締役社長 水野泰三
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
株式会社ハニーズ 代表取締役社長 江尻義久
福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番1号
株式会社コアガス日本 代表取締役社長 上小鶴正康
鹿児島市宇宿二丁目1番13号
地球文化屋株式会社 代表取締役社長 秋田泰史
福岡市東区多の津二丁目6番4号
有限会社明建 取締役 前瀧明彦
鹿児島市東谷山二丁目3番17号
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役社長 成沢潤治

- 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
- (2) 変更後 株式会社カコイエレクトロ 代表取締役社長 三浦豊弘
鹿児島市錦江町9番25号 外2社
株式会社アルペン 代表取締役社長 水野敦之
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
株式会社コーアガス日本 代表取締役社長 上小鶴貞子
鹿児島市宇宿二丁目1番13号
株式会社フタタ 代表取締役社長 本田忠之
福岡市中央区天神三丁目1番1号
株式会社タックルベリー 代表取締役社長 藤本伸也
神奈川県藤沢市南藤沢16番16号
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役社長 大原孝治
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

3 変更年月日

- (1) 株式会社カコイエレクトロに係る変更 平成27年7月1日
(2) 株式会社アルペンに係る変更 平成28年9月28日
(3) 株式会社ハニーズに係る変更 平成28年9月11日
(4) 株式会社コーアガス日本に係る変更 平成24年1月9日
(5) 地球文化屋株式会社に係る変更 平成26年9月26日
(6) 有限会社明建に係る変更 平成28年9月30日
(7) 株式会社ドン・キホーテに係る変更 平成26年7月1日
(8) 株式会社フタタに係る変更 平成26年10月25日
(9) 株式会社タックルベリーに係る変更 平成28年12月17日

4 届出年月日

平成29年4月25日

大規模小売店舗の廃止の届出に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年5月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
Aコープ末吉店
曾於市末吉町本町一丁目6番地1
- 2 届出者の名称及び住所
鹿児島県くみあい開発株式会社
鹿児島市鴨池新町15番地
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,709平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成29年1月7日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第52号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している

と認めた。

平成29年 5 月 16 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R A 恋姫夢想 G L	株式会社ソフィア	7P0188
ぱちんこ遊技機	C R モモキュンソード 3 N X	株式会社ソフィア	7P0437
ぱちんこ遊技機	C R ぱちんこ冬のソナタ R e m e m b e r - 7	京楽産業. 株式会社	7P0410
ぱちんこ遊技機	C R ギルティクラウン A A	株式会社メーシー	7P0379
回胴式遊技機	パチスロ アクエリオン E V O L	株式会社三共	7S0330
回胴式遊技機	バイオハザードリベレーションズ / Z W	株式会社エンターライズ	7S0275
回胴式遊技機	S L O T ギルティクラウン U C	株式会社エレコ	7S0351
回胴式遊技機	ラグナロクサーガ / R G	株式会社メーシー	7S0307

公安委員会公告

平成29年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イ及びロの規定に係る平成29年度駐車監視員資格者講習及び認定考査を次のとおり実施する。

平成29年 5 月 16 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

1 実施日時

(1) 駐車監視員資格者講習の日時

ア 講習

平成29年 6 月 20 日 (火) 及び同月 21 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで

イ 修了考査

平成29年 6 月 28 日 (水) 午前 9 時から午前 10 時まで

(2) 認定考査の日時

平成29年 6 月 28 日 (水) 午前 9 時から午前 10 時まで

2 実施場所

鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）

3 定員

講習及び認定考査の人員を合わせて 10 人

4 講習及び認定考査の方法

(1) 講習項目

ア 交通警察総説

イ 新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要

ウ 放置車両の確認に必要な基礎知識

エ 放置車両の確認等の実施要領等

オ 基本的心構え及び職務倫理

(2) 修了考査の実施

(1)の講習項目に関し、受講者が講習事項を理解したか否かの修了考査を実施する。

なお、修了考査の結果、一定基準を満たした者については、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）第9条第1項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

(3) 認定考査の実施

駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められる者であるかの審査をするため、認定考査を実施する。

なお、認定考査の結果、一定基準を満たした者については、委託規則第10条第4項に規

定する認定書を交付する。

5 講習及び認定審査の申請手続

(1) 講習の申請手続

ア 提出書類等

(ア) 講習を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定する駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入して、申込者の住居地を管轄する警察署に申込者本人が提出すること。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申込者本人の委任状を持参すること。

(イ) 申込みの際には、委託規則第7条第2項に規定する写真（申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真。以下同じ。）1枚を申込書に貼り付けて提出すること。

(ウ) 申込書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

イ その他

アの申込書提出後、申込者に駐車監視員資格者講習受講票が送付されるので、申込者は講習受講の際は必ず同受講票を提出すること。

(2) 認定審査の申請手続

ア 提出書類等

(ア) 認定審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条第1項に規定する認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入して、申請者の住居地を管轄する警察署に申請者本人が提出すること。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申請者本人の委任状を併せて提出すること。

(イ) 申請の際には、委託規則第7条第2項に規定する写真1枚を申請書に貼り付け、委託規則第10条第3項に規定する書類を添付しなければならない。

(ウ) 申請書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

イ その他

アの申請書提出後、申請者に駐車監視員資格者認定審査受検票が送付されるので、申請者は認定審査の際は必ず同受検票を持参すること。

6 手数料

(1) 講習手数料

講習手数料 20,000円

20,000円分の鹿児島県収入証紙を申込書に貼り付けて提出すること。

なお、申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

(2) 認定申請手数料（認定審査）

認定申請手数料 4,500円

4,500円分の鹿児島県収入証紙を申請書に貼り付けて提出すること。

なお、申請書を受け付けた後は、認定申請手数料は返還しない。

7 受付期間

平成29年5月15日（月）から同年6月2日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、講習及び認定審査の人員が合わせて10人になり次第受付を終了する。

8 修了審査及び認定審査の合格者の発表

修了審査及び認定審査終了後、当日中に合格者を発表する。

9 その他

(1) 注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了し、又は駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められても、次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

ア 18歳未満の者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

エ 集团的に、又は常習的に委託規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

(2) 問合せ先

本件についての問合せは、鹿児島県警察本部交通指導課（代表電話099-206-0110内線5126）又は鹿児島県内の最寄りの警察署に対して行うこと。